令 和 ８ 年
加 古 川 市 農 業 委 員 会
第 ３ 回 臨 時 総 会

日　　時　　令和８年８月２４日（月）月次総会終了後

場　　所　　加古川市役所　北館４階　大会議室

加古川市農業委員会

総　会　次　第

１　開　会

２　会　長　挨　拶

３　議　長　選　出

４　委員出席状況の報告

５　議事録署名委員の指名

６　議　案　審　議

（１）決議事項

議案第１号　令和７年度事業報告承認のこと

議案第２号　令和８年度事業計画（案）承認のこと

（２）附帯決議

「議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、その修正については会長に一任する。」

７　閉　会

議案第1号　令和7年度事業報告承認のこと

令和7年度加古川市農業委員会事業報告

令和7年7月1日～令和8年6月30日

			7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
① 年次総会 ・ 臨時総会				(年次) ・R6事業報告 ・R7事業計画案							(臨時) ・非農地判断		(臨時) ・最適化の推進状況等の公表案 ・推進委員候補者決定		
②月次総会（農地法関係）	■審議案件の総件数(内訳は下記)		39	58	44	60	56	79	52	55	61	67	68	51	690
	3条		9	11	5	10	13	18	13	14	11	12	17	12	145
	3条の3		12	21	12	18	12	18	15	16	28	17	21	13	203
	4条	届　出	1	1	0	6	1	3	3	4	2	3	0	4	28
		許　可	2	0	2	0	1	1	2	0	2	0	0	2	12
	5条	届　出	3	8	8	12	14	20	13	9	7	17	13	8	132
		許　可	7	8	5	2	8	7	2	5	4	7	8	5	68
	18条(賃貸借権解約)(許可含む)		1	2	1	2	0	3	1	1	2	2	2	1	18
	使用貸借権解約		0	1	6	4	1	3	0	3	2	5	3	0	28
	非農地証明		4	6	2	6	5	5	2	2	2	4	4	2	44
	農業用施設用地届出		0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	2	7
	その他(取消報告等)		0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	5
③月次総会（農政関係）	■審議案件の総件数(内訳は下記)		9	11	10	8	5	7	3	11	6	1	4	10	85
	農用地利用集積等促進計画	地区数	3	8	4	3	0	2	1	2	2	0	1	3	29
	農業経営改善計画の認定		1	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	5
	相続税納税猶予(特例農地確認含む)		1	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	地域計画(変更を含む)	地区数	4	3	1	3	5	5	2	7	2	1	2	7	42
	その他(農振除外等)		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
④調査等	現地調査	箇所数	11	14	9	8	15	15	6	8	6	9	10	11	122
	新設農家聞き取り	農家数	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	3	7
	30条(利用状況調査)	実　施	「農地を活かし隊」活動にて実施												—
	届出等に係る調査	実　施	転用届出、3条申請、納税猶予、農業者証明に伴う調査は、その都度実施												—
⑤その他	役員会	実　施	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	—
	内部委員会	実　施	—	—	—	—	—	農地	—	農地	—	—	—	—	
	食育推進活動 (主なもの)	実　施	—	—	大根種まき 指導	サツマイモ 収穫指導	—	大根 収穫指導	—	じゃがいも 植付指導	—	—	玉ねぎ 収穫指導	じゃがいも収穫 指導、田植え指 導(各地域)	
	年金・新聞普及活動	実　施	「農委だより」を活用し、周知を図るとともに、随時、加入推進を実施												
	農委だより	発　行	—	—	第158号	—	—	—	第159号	—	—	—	—	第160号	
	農業委員会通信	発　行	—	—	第136号	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	研修等	内　容	○役員視察研修(R7.11.28　岡山県倉敷市)　○農業委員会地区別交流研修会(R7.11.13　加古川市) ○委員研修(農地利用最適化推進全体会　計4回)												

議案第２号　令和８年度事業計画（案）承認のこと

令和８年度加古川市農業委員会事業計画（案）

１　会　議

（１）年次総会の開催（８月）（委員交代年は７月２０日）

（２）月次総会の開催（毎月１回）

（ア）農地法に関すること

・農地等の権利移動及び転用等の許認可等について、毎月１回、定例日を定め開催する。

・総会審議の円滑を図るため、委員による転用申請地等の現地調査を実施する。（班編成による。）

・市街化区域の転用届出について、地元委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）により随時現地調査を実施する。

（イ）農政に関すること（随時）

・農業経営基盤強化促進法による農業経営改善計画の認定並びに地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の決定にかかる諮問等について審議する。

・農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の決定にかかる諮問等について審議する。

・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画の同意にかかる諮問等について審議する。

・土地改良法その他の法令に基づき、その権限に属された事項について審議する。

・贈与税・相続税の納税猶予に関する事項について審議する。

・その他関係案件について審議する。

（３）臨時総会の開催（随時）

（ア）農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況公表に関すること。

（イ）農地等の利用の最適化の推進に関する指針、意見書等に関すること。

（ウ）非農地判断に関すること。

（エ）農業委員会の運営等に関すること。

（オ）その他、会長が必要と認める案件に関すること。

（４）役員会の開催

委員会の円滑な運営を図るため、原則月１回開催する。

（５）内部委員会の開催（随時）

農地委員会、農政委員会、総務委員会を設置し、各内部委員会で活動を行うとともに、下記の掲げる農業委員会が取り組む活動について協議等を行う。

① 農地委員会

・違反転用、紛争事案に関すること。
・非農地判断に関すること。
・遊休農地の解消及び農地の担い手へのあっせん（農地の利用集積等、農地バンク等への誘導を含む。）に関すること。
・その他、会長が諮問する案件に関すること。

② 農政委員会

・新規就農者（法人含む）参入促進（新規就農フェアへの参画等）に関すること。
・認定農業者等担い手支援に関すること。
・地域計画策定推進に関すること。
・農地等の利用の最適化の推進に関する指針、意見書等の策定に関すること。
・その他、会長が諮問する案件に関すること。

③ 総務委員会

・食育推進（市内の小中学校、義務教育学校及び特別支援学校における農業体験学習の推進等）に関すること。
・地産地消推進（各種イベントへの参画等）に関すること。
・農業者年金への加入推進に関すること。
・全国農業新聞の普及推進に関すること。
・委員会活動の活性化（視察研修を含む。）並びにそれにかかる調査研究に関すること。
・その他、会長が諮問する案件に関すること。

（6）農地利用最適化推進地区部会（随時）

各地区で、農地の利用最適化を推進するため、推進委員で構成し委員や地区の農業団体長等の関係者と連携し、各地域で抱える課題解決に努める。また、「農地を活かし隊」活動と同時実施することにより、農地利用の最適化の相乗効果を図る。

2 研 修

（1）委員及び推進委員研修会の実施（随時）

委員並びに推進委員の見識を高め、農業委員会の適正な運営を図る。

（2）役員・委員全体視察研修の実施

他市町村（県外含む。）の特色ある農業振興施策や農業委員会の運営・活動状況等についての視察を行う。

（3）各種研修会への委員等の参加

県や農業会議等が主催する各種講演会やシンポジウムへの参加を通して資質向上に努める。

3　農地行政の厳正かつ適正な執行

(1)農地等の利用の最適化の推進

担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消に努め、農業への新規参入を促進する。

(2)農地パトロールの充実・強化

無断転用の早期発見に努め、是正指導及び再発防止のため、関係者に対する指導等を行う。

(3)「農地を活かし隊」活動の実施

市内農地の利用状況を把握するとともに、その利用最適化を推進するため、市内を6ブロックに区切り、各ブロックが原則月 1 回活動する。(農地利用最適化推進地区部会)

・各ブロック内の遊休農地の調査及び発生の未然防止
・各ブロック内の新規就農者のフォローアップ活動
・その他、各ブロック内の農地の巡視活動

(4)農用地除外等の事前調査等の実施

市農林水産課と連携し、農業振興地域整備計画の変更や青年等就農計画等について、調査・協議等を行う。

4　その他の事業

(1)農地相談の開催(毎月1回　第1木曜日に実施)
(2)食育の推進、担い手の育成(新規就農者のフォローアップ)(再掲)
(3)農業者年金への加入推進(再掲)
(4)農業団体長等との意見交換会の実施
(5)「地域計画」策定にかかる地域の協議参加(再掲)

・委員においては、内部委員会の所属とは別に出身集落及びブロックの委員として、また、推進委員においては、出身集落及びブロックの委員として地域の協議参加

(6)農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律にかかる事業(農業経営基盤強化促進事業・農地バンク事業)の普及及び推進
(7)和解の仲介等の実施
(8)開拓地登記業務の促進
(9)啓発及び情報提供の充実

・「農委だより」の発行(年間3回)
・「農業委員会通信」の発行(年間3回程度)
・「全国農業新聞」の普及推進(再掲)

(10)地域の世話役活動の実施
(11)その他、農業振興に関すること

附帯決議

「議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、その修正については会長に一任する。」



加古川市